（委員の任期等）

第二条　特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員は、非常勤とする。

（議長）

第三条　推進会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2　議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3　議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第四条　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局長）

第五条　事務局の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（事務局次長）

第六条　事務局に、事務局次長一人を置く。

2　事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（審議官）

第七条　事務局に、審議官五人以内を置く。

2　審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第八条　事務局に、参事官十人以内を置く。

2　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

（本部長補佐等の勤務の形態）

第九条　本部長補佐、事務局次長、審議官及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（本部の組織の細目）

第十条　この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

（本部の運営）

第十一条　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十九年三月二十四日）から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「原子力防災会議に置かれる事務局」を「原子力防災会議に置かれる事務局　特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第八項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十二条第一項（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十二号）附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十条の三第二項、第十三条の二第二項、第十四条第一項及び第二項並びに第十九条の三第三項第一号イ並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の十五第一項中「ものとし」の下に「、勤務成績が特に良好である専門スタッフ職員（職務の級が四級の職員に限る。）」を加え、「三級」を「三級以上」に改め、同項第一号中「五号俸以上」を「次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める号俸数」に改め、同号に次のように加える。

イ　職務の級が四級の職員　一号俸

ロ　イに掲げる職員以外の職員　五号俸以上

第八条の六の次に次の二条を加える。

（行政職俸給表㈠の九級以上の職員に相当する職員）

第八条の七　法第十二条第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十一条第一項ただし書に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

二　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの

三　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

四　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

五　自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の㈡欄又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員